

謹賀新年

謹んで新年のお慶びを申し上げます。
みなさま方にとって、
この新しい年がよりよき年になることを
祈念いたしております。
今年もよろしく願いいたします。

八百津町役場 職員一同



(地域振興課)

『やおつまると宝島 やおちふるさと応援券』 有効期間終了が迫っています!

町では、11月上旬に、新型コロナウイルス感染症流行による地域経済対策として、
また、日ごろの感染対策への協力に感謝をこめて、『やおつまると宝島 やおち
ふるさと応援券』を発送しました。

この応援券の利用期間は、1月31日(日)までとなっています。利用期間終了後は、
使えません。使い残しのないよう、お早めにご利用ください。

応援券は右のポスターを掲示している店舗で利用できます。また、利用可能店舗の
一覧は、町ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

やおつのまちでグルメ&ショッピング!

やおちと一緒に、経済を盛り上げ、まちを元気にしましょう!



お問い合わせ先
地域振興課
商工振興係
☎43-2111
(内線2255)

(八百津町社会福祉協議会)

『おもちゃ病院』を開設します

社会福祉協議会では、壊れたおもちゃの修理を行う「おもちゃ病院」を開設します。
今回は、新型コロナウイルス感染症対策のため、おもちゃは事前にお預かりし、後日
返却いたします。

修理したいおもちゃがある方は、ぜひこの機会にご利用ください。

- 受付期限 2月4日(木) 午後5時まで
- 受付場所 福祉センター 1階 八百津町社会福祉協議会窓口
- 費用 無料(ただし、部品交換が必要な場合は実費をご負担いただきます)
- 申込方法 修理したいおもちゃを持って、社会福祉協議会窓口にて申込書をご記入ください。
- 返却日 2月8日(月)午前9時から
※修理に時間がかかる場合は、事前に連絡します。
- その他 新型コロナウイルスの感染状況によって、中止する場合があります。

お問い合わせ先
八百津町社会福祉
協議会
☎43-4462

令和3年度 就学援助制度のご案内

町では、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、就学上必要な経費の一部を援助する事業を行っています。

【対象となる方】

八百津町に住所を有し、①②の条件を満たす方

①八百津町内の小・中学校に、令和3年度に在学予定の児童・生徒の保護者

②次の「認定要件」のいずれかに該当する方のうち、生活に困っていると認められる方

1. 生活保護を受給している
2. 生活保護が停止あるいは廃止され、生活が困難である
3. 町民税が非課税、あるいは町民税、事業税、固定資産税、国民年金の保険料、国民健康保険税のいずれかが減免されている
4. 児童扶養手当の支給を受けているまたは生活福祉資金の貸付を受けている
5. 上記以外で経済的に困っている

【援助の内容】

学用品費、通学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費、**新入学児童生徒学用品費***（新小・中学校1年生対象）など、就学に必要な経費の一部

※「新入学児童生徒学用品費」を入学前に支給します

令和3年度に小学校または中学校に入学する児童・生徒の保護者に対し、「新入学児童生徒学用品費」を入学前の3月中旬頃に支給します。ただし、令和3年3月31日以前に八百津町外へ転出する場合は対象となりません。

【申請方法】

教育委員会窓口で配布する申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて、現在通っている学校（新小学校1年生は入学予定の学校）へご提出ください。

添付書類など詳しくは、申請書をお渡りする際に説明いたします。

【認定方法】

提出された申請書をもとに、世帯の状況（所得など）を調査させていただきます。

そのほか、地区民生委員さんの意見を参考に、町の基準に基づき教育委員会が決定します。**所得の状況などによっては援助が受けられない場合がありますので、ご注意ください。**

【申請期限】

令和3年度より新規で申請される方は、2月12日（金）までに、学校へ申請書類をご提出ください。年度途中でも随時申請を受け付けていますが、援助対象は認定日以降からとなります。

お問い合わせ先
教育課 学校教育係
☎43-0390
(内線2514)